

## 手 続 の 流 れ

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含まない) 許可申請について

事業計画等審査願  
(許可申請書) の提出

(受付)

受付不可

- ・講習会の有効期限が  
過ぎている場合

書類不備等の連絡

補正書類の提出等

事前協議の終了

申請

審査

(許可の場合)

許可証等の交付

旧許可証の返却  
(更新許可、変更許可)

- ・許可申請書 (収入証紙は貼付しないでください。) に事業計画等審査願を添えて1部 (正本) 提出してください。
- ・用紙はA4としてください。
- ・書類が整ったら、申請窓口原則、郵送してください。

来庁される場合は、事前に日時を調整してください。

- ・更新許可申請の場合、更新期限の3か月前から受け付けます。
- ・更新期限の概ね2か月前までに提出されない場合、許可期間終了後すぐに許可証の交付ができないことがあります。
- ・FAX等でご連絡します。

- ・書類の補正等がすべて終了した時点で事前協議を終了します。

- ・直接来庁して手数料(滋賀県収入証紙)を納付してください。これより正式な申請として受け付けます。
- ・更新許可申請の場合は、許可期限日までに申請をする必要がありますので注意してください。

- ・欠格要件の確認等を行います。

- ・更新許可または変更許可を受けた場合は、旧許可証を返却してください。